

小山デイサービス ^{なごみ}和 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 一般財団法人録三会が開設する「小山デイサービス ^{なごみ}和」(以下「当施設」という。)において実施する通所介護・第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)(以下「通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所介護は要介護1～5、第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)は事業対象者、要支援1又は2と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画・第1号通所事業通所計画(以下「通所介護等計画」という。)を立て実施し、適正な指定通所介護及び指定第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 通所介護等計画に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「おだやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 施設名 | 小山デイサービス ^{なごみ} 和 |
| (2) 開設年月日 | 平成25年1月1日 |
| (3) 所在地 | 岐阜県美濃加茂市下米田町791 |
| (4) 介護保険指定番号 | 【2171200542号】 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 管理者 | 1人(常勤・生活相談員) |
| (2) 看護職員 | 2人(常勤・兼務1人、非常勤・兼務1人) |
| (3) 介護職員 | 7人(常勤・専従1人、常勤・兼務1人、非常勤・専従5人) |
| (4) 生活相談員 | 2人(常勤・兼務2人) |
| (5) 機能訓練指導員 | 2人(常勤・兼務1人、非常勤・兼務1人) |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所介護等計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所介護等計画に基づく介護を行う。
- (4) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所介護等の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日～土曜日までとする。
- (2) 営業時間は①午前9:30から午後4:40までとする。(送迎時間を除く)

(利用定員)

第8条 通所介護等の利用定員数は、32人とする。

(通所介護等の内容)

第9条 通所介護等は、通所介護等計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。

- 2 通所介護等計画に基づき、食事を提供する。
- 3 通所介護等計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

美濃加茂市、加茂郡坂祝町・富加町・川辺町・八百津町、可児市、可児郡御嵩町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所介護等利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は医師の指示による。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、当施設の許可を得ることとする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、自由とする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、各自で管理する。
- ・ 通所介護等利用時の医療機関での受診は、当施設の承認を得ることとする。但し、緊急時等止むを得ない場合はこの限りではない。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、原則として禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第 14 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める一般財団法人録三会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、この施設が行う年 2 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の廃止）

第 21 条 当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないこととする。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（要望及び苦情等の相談）

第 22 条 施設は利用者やその家族からの要望及び苦情等に対応する窓口を設置し、通所サービスに関する利用者やその家族からの要望及び苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、一般財団法人録三会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 1 月 1 日より施行する。

平成 25 年 6 月 1 日 改訂

平成 29 年 4 月 1 日 改訂

平成 31 年 1 月 1 日 改訂

令和 2 年 2 月 1 日 改訂

令和 6 年 3 月 1 日 改訂